

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

② 施設・事業所情報

名称：静岡市立有度北こども園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：尾上 浩子	定員（利用人数） 120人（106人）
所在地：静岡県静岡市清水区長崎740-1	
TEL：054-347-0126	ホームページ： http://www.city.shizuoka.lg.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和52年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市	
職員数	常勤職員 12名 非常勤職員 16名
専門職員	(専門職の名称) 名
	保育士 23名 調理員 3名 事務員 1名
施設・設備 の概要	(居室数) 年齢別保育室 6室 (設備等) 事務室・給食室・トイレ・プール 園庭・遊具

③ 理念・基本方針

(1) 理念

【静岡市子ども子育て若者プラン基本理念】

- 静岡市は子どもの育ちを市民が一体となって支え、人とのつながりの中で、すすんで社会に参画する若者をはぐくみます

【静岡市教育振興基本計画】

- ・目指す子どもたちの姿「たくましく、しなやかな子どもたち」
 - 自己肯定感を高める子 ○夢中になって遊ぶ子 ○明るく伸び伸び生活する子
 - 自分らしく表現する子 ○楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

- ・小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
- ・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

- ・教育基本法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令ならびに関係条例を遵守します
- ・園児の心身の発達と園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【有度北こども園 教育・保育目標】 心も体も元気な子

【有度北こども園 令和3年度重点目標】 「思いを伝え合いながら、夢中になって遊ぶ」

(2) 基本方針

- ・一人一人の子どもの心身の発達は、それぞれに合わせた適切な教育・保育の計画や内容により保障されるものであり、乳児期から幼児期に至るまでの「全体的計画」を作成し教育・保育を行っていく
- ・子どもの興味、関心や経験してほしい事柄が豊かに体験できるよう、また子どもが主体的に遊びや体験が出来るような環境作りをしていく
- ・園と保護者が子どもの育ちを共有していく中で、コミュニケーションを図り、信頼関係を構築していく
- ・安心安全な環境を整える
- ・地域や近隣の小学校、こども園と連携し、開かれた園づくりを進める

④ 施設・事業所の特徴的な取り組み

- 1) 園児一人一人の生活リズムや心身の状態、家庭環境や状況に配慮した関わりを大切にしている
- 2) 重点目標、遊び改善構想、研修テーマ「子どもの思いを感じよう 広げよう」を掲げ、園内研修（公開保育）を通して、子どもが主体的に遊び、その遊びが継続するための環境改善に取り組んでいる。遊びが更に広がるように子どもと職員間で振り返りを毎日している
- 3) 子どもの育ちを保護者と共有していくために、乳児の連絡帳、幼児のホワイトボード、園だより、クラスだより、保育の様子を知らせるための写真掲示などを活用し、共通の話題の中で保護者とのつながりを深め、信頼関係が出来るようにしている
- 4) 特別な支援を必要とする子どもの、一人一人の発達や特性を踏まえたサポートプランを作成し、保護者と定期的に面談するなどして、子どもの成長と共に見守っている。また、保護者同士が気軽に話ができる、情報共有のできる場としての「にじの会」を継続して行っている
- 5) こども園が子どもたちにとって安心・安全な場所となるよう安全な環境を整えるとともに、非常時に対する対策をしっかりと行う

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 8月 1日（契約日）～ 令和 4年 2月 28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 理念遂行と質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

静岡市が掲げる理念をもとに園教育・保育目標「心も体も元気な子」、重点目標「思いを伝え合いながら夢中になって遊ぶ」を掲げ、園の遊びの実態を分析して定められた「遊び改善構想」研修テーマ（子どもの思いを感じよう！広げよう！）と日々の手立てをもって、具現化に努めている。研修は年間研修計画に沿って進められ、クラスごとの研究保育（公開保育）では、事前研修、前日研修で子どもの実態、方向性、ねらいや内容、研修テーマとの関わり等を確認して臨み、事後研修で振り返って成果や課題を明確にし、職員間で共通理解している。「遊び改善構想」は年度末に総合評価を行って次年度の保育実践に活かしており、異動があって平均在籍年数が2年という現状の中でも、P D C Aサイクルのもと組織的な質の向上への取組が担保されている。さらに、目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、教育及び保育の質の向上に資することを目的として園評価が実施され、職員全員の自己評価の後、学校評議員による評価や保護者アンケートの結果も踏まえ、園としての組織的、継続的な改善が図られている。

2. 安心・安全で魅力ある環境作りを分析し、取組みを進めている

老朽化やハード面での課題を検証し、実現に向けて取組んでいる。園が立地する地区は洪水の浸水区域であるが、2階もないで垂直避難ができない。この課題をクリアするために園周辺の企業の協力を得て、倉庫2階への避難訓練を実施し安全を確保している。また、必要度が高いものから順次修繕を行えるようリスト化し、緊急対応が必要なものを適宜加え、子どもたちが安心して過ごせる「安全な園」としての施設改善を行っている。さらに「環境プロジェクト」を立ち上げて職員が各クラスをまわり、環境チェックを行っている。良い面を認め合ってより効果的な環境構成に活かしたり、改善点を指摘し合って、安全面から家具や遊具の配置見直しが進められている。ヒヤリハットは毎日の打ち合わせで報告、周知し、改善において緊急性が高い事案、即改善できる内容はタイムリーに対応するとともに、その実効性も評価している。他にも、他園の事務事業ミス発生報告シート・検証シートも回覧して周知するなど、周到な対策が進められている。

3. 特別支援教育に力を注いでいる

遠城寺式またはN Cプログラムにて発達状況を把握し、その子に合った支援を行うためにサポートプランを作成するとともに、年4回の個人面談で保護者と連携し、子どもの成長に合わせた保育が行えるように配慮している。障害児指定園としてその役割を担い、支援担当職員が年間を通じて障害児支援体制サポート強化事業研修に参加し、ストラテジーシートを使って対応策を多面的に考え合い、特性に合った支援につなげ、職員間で共通理解を図ることを目的に毎月ケース会議を実施している。さらに児童発達支援施設で開催される療育相談（ケース検討）へ、保育士が自主参加して支援方法を学ぶなど、積極的なサポート体制で臨んでいる。また、支援児の保護者を対象に園内で年間に4回「にじの会」を開催し、卒園した園児の保護者を招いて意見交換が行われ、育児の楽しみや悩みを共有するとともに、適切な支援ができるよう学びを深めている。

◇改善を求められる点

1. 職員不足である

公立園全体の問題でもあり、策を講じてはいるが、安全安心を担保する職員配置には至っていない。複雑化する家庭環境や支援が必要な子どもの増加等、より厳しい現場環境となっており、業務改善も含め、一日でも早く解消されることを期待したい。

2. 園の保育実践が「伝わる」工夫

園児数に対して駐車場の数が少なく、送迎時間にもてるコミュニケーションには限りがある。送迎時のコミュニケーションについて話し合いも行われ、正門からのアプローチに行事・季節ごとポートフォリオを掲示して、園での生活、子どもの姿や成長を知ってもらうよう努め、家庭との連携については意識をもって臨んでいるが、引き続き「伝わる」工夫に取組み、園が実践する保育への理解が深まるこことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価受審により、自園の園運営や保育内容について、様々な観点から職員全体で再確認をし、整理しながら振り返ることにより、自園の課題がより鮮明になり、改善につなげるための手立て等を見直し考える機会となりました。

その中で、自園なりの工夫や取り組みを高く評価していただいた点は、職員一同の自信や励みとなり、今後も持続できるように励んでいきたいと思います。またご指摘にあつた保育実践が伝わる工夫については、園として確実にできる取り組みを明確にし、実践しながらつなげていきたいと思います。今回、たくさんの気づきを与えてくださったことに感謝申し上げます。

今回の受審でのアドバイスを活かし、今後も子ども達、保護者、地域により信頼されるこども園を目指し、真摯に取り組んでいきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

- | |
|--|
| a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 |
| b 評価…a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態 |
| c 評価…b 以上の取組みとなることを期待する状態 |

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	②・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園の理念及び基本方針を重要事項説明書、要覧、ホームページに記載し、年度当初の職員会議にて、園長から全職員（正規・会計年度）に理念・基本方針等の説明を行って周知、共有している。「静岡市が目指す子どもの姿」「園教育・保育目標」「重点目標」「目指す園児像」「研修テーマ」の整合性を図り、さらに学年目標を立てて具体的な保育計画につなげ、その取組が揺るがないよう自己評価を行い、計画、実施、検討を継続的に行っている。保護者には入園オリエンテーションや保育説明会において「入園のしおり」、重要事項説明書を配付、説明するとともに、プロジェクターを使った視覚的効果や、寸劇を通してわかりやすくするなど工夫を凝らし、周知状況を年度末のアンケートで確認している。（今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から資料のみを配付して紙面にて伝えている）</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	②・b・c

〈コメント〉

こども園課主催の研修の他、全国保育士会による「保育士会だより」や全国保育協議会が発行する「ぜんほきょう」等で社会福祉や教育の動向を把握し、園の現状に置き換えて分析している。また、市のホームページから地区の人口を確認し、園で実施している「子育ておしゃべりサロン」、園庭開放、園見学等の参加者からの要望やニーズを把握して園の取組に反映している。教育・保育にかかるコスト（消耗品、備品、修繕、給食費等）を把握し、予算配当を確認しながら運用すると共にこども園課へ報告している。入所率は毎月在園児年齢区分表を作成し、こども園課に提出している。

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めていく。	②・b・c
---	-------------------------------------	-------

〈コメント〉

経営環境の現状分析を踏まえ、静岡市立こども園全園が取組む「園評価」においてその課題を明らかにしている。「経営の重点に関わること」「各領域に関わること」(教育及び保育、組織運営、教育・保育環境設備、研修、家庭・学校・地域との連携など)に対し、それぞれの評価指標にもとづいて取組み、職員個々が自己評価を行ったものを取りまとめ、学校評議員会において園関係者評価委員（地域住民・園児の保護者で構成される）に内容を説明し、助言を得て改善につなげている。設備については職員全員が安全点検に関わり、互いの保育室を見合うなどしたりして、危険箇所の発見から改善に努めている。

I-3 事業計画の策定

第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	②・b・c

〈コメント〉

理念や基本方針の実現に向け、①質の高い教育・保育②人材育成③教育・保育環境の充実を掲げ、経営課題や問題点を踏まえて中・長期計画を策定している。園運営、教育・保育の質の向上、人材育成、安心安全なこども園づくり、家庭との連携、地域との連携において目標を明確に示し、実施回数を設定することにより、実施状況の評価を行える内容となっている。年度ごとに改善策を記載して次年に活かし、配当予算内で計画・執行にあたり、老朽化に伴う修繕はこども園課へ報告し、順次着手できるよう進めている。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	②・b・c
---	--------------------------------------	-------

〈コメント〉

中・長期計画の内容を反映し、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に単年度における事業内容を具体的に示している。全体的な計画書に記載されたそれぞれの取組に対し、分掌がねらいと具体的な内容を記載した企画書を作成しており、計画された内容を職員が意識して取組み、実現可能な内容となっている。実施後は評価・反省を踏まえ、課題から改善点を明確にして次年度に活かすようにしている。年2回の園評価、保護者アンケートからの数値からも評価を実施し、次年度に向け改善、対応を検討している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	②・b・c
--------------------------	---	---	-------

〈コメント〉

事業計画は、行事ごとの反省や年度末の各分掌からの反省、全職員で取組む園評価の結果を踏まえて課題、改善策を話し合い、次年度に反映させている。分掌担当が企画案を作成し、園長、副園長確認のもと職員会議にて内容を説明し、他の職員に周知するとともに、定期的にそれぞれの分掌の進捗状況を報告し合い、全職員が把握できるようにしている。課題に対して即改善が必要だったり、修正可能であったりする場合は担当者を中心に即座に実施している。職員会議や園内研修、毎日の夕方の打ち合わせに参加できない職員に対して、内容を副園長が確実に報告し周知、理解できるようにしている。全体的には年度末に反省、評価を

行い、次年度につなげている。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	④・b・c
---	-------------------------------------	-------

〈コメント〉

「入園のしおり」、年間計画の配付・説明をもって周知している。例年は4月に保育説明会を実施しているが今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から中止し、資料の配付のみとなった。その分毎月の園便り、クラス便りでより詳しく記載し、行事においては一週間前から前日までの間、ボードで知らせたり、個別に口頭で直接伝えて参加を促したり、準備品を伝えている。新入児の保護者には入園当初、実際に給食を食べている様子やどのような物、量を提供しているかを見てもらう趣旨の参加会を計画しているが、今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から全員は実施できておらず、個人面談を行い、写真などを使って園での子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたり、保育に対する説明を行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	④・b・c

〈コメント〉

毎日の保育の振り返りを翌日に活かし、月・週日案を自己評価してクラス担任間で共有しながら次月、次週に活かして立案、実施、自己評価を繰り返している。第三者評価受審は初めてであるが、組織的、継続的な改善を図り、教育及び保育の質の向上に資することを目的として静岡市立こども園全園が毎年「園評価」に取組み、各こども園の教育・保育活動、その他の園運営について、目標の達成状況や取組の適切さなどを評価している。園評価は年2回（中間評価・年度末）行っており、自己評価の後、職員会議において全職員で検討して学校評議員（園関係者評価委員）に提示し評価を得ている。年度末には保護者アンケートからの意見も踏まえた評価となり、成果と課題、改善策の検討を行って次年度へ繋げるP D C Aサイクルが確立されている。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	④・b・c
---	---	-------

〈コメント〉

年度末の園評価の結果に保護者アンケートからの意見を踏まえて職員で検討し、成果や課題、改善策（来年度の具体的な取組目標等）を文書化し、静岡市のホームページに掲載している。園評価は評価指標にもとづいて職員個々が自己評価し、職員会議に持ち寄って取りまとめ、中間評価において学校評議員会に諮り、改善策を講じて後期の保育に活かしている。さらに年度末の園評価で改善策の実施状況を評議員に説明し、評価を受けるとともに、一年の保育を振り返り、職員会議や各分掌での話し合い、リーダー会議等で見直しを行って次年度の保育計画に活かしている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		②・b・c

〈コメント〉

グランドデザインの作成と、人事評価に向けた取り組みとして、こども園課長の組織重点目標シートをもとに園長が作成する「組織重点目標シート」をもって、経営・管理に関する方針と取組を明確にし、新年度の職員会議にて説明、周知している。要覧、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の中に職務分掌を記載し、災害時等における対応については災害時役割分担表を作成し、園長不在の時は副園長、園長・副園長不在の時は主任保育教諭をリーダーと定め、指揮を執ることを示している。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

適切な処理を行えるよう、こども園課による事務説明会に参加し、静岡市準公金取り扱い基準を理解するとともに、取引業者から納品された物を検品後、納品書、請求書を受け取り、こども園課に提出している。園長研修においてパワーハラスメント、組織マネジメント、危機管理等の研修を行って必要な知識を習得し、労働条件・職場環境に関する資料等ファイルして事務室に保管して、いつでも取り出して確認できるようにしている。職員に対しては職員会議で法令に関する情報を伝達、読み合わせをしたり、オンライン研修にて学習し、個人情報については「個人情報漏洩防止セルフチェックリスト」を3ヶ月に一度行って意識を維持するよう努めている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

中・長期計画や人事評価の重点目標シートに「教育・保育の質の向上」を掲げ、職員に対して当初面談、中間面談、評価時面談を実施し、その都度助言、評価を行っている。また実際に保育を見て現状把握し、月案、週日案の自己評価から評価、アドバイスを行っている。各分掌のリーダーが中心となり研修や活動を進め、その都度各分掌リーダーが園長に報告、研修の進め方について相談があり助言している。また、園長会主催の研修、他園の公開保育、近隣の小学校公開授業、清水9支部サポート強化事業、静岡市保育士会ふたば支部研修等、園内研修以外の研修にも参加できるように研修体制を整えている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

職員の公平かつバランスの良い職務分担が図れるよう、副園長が毎月ローテーション表に、土曜日出勤や早番遅番などのシフトを作成し、園長が確認している。また、ワークライフバ

バランスを意識し、年次有給休暇取得を推奨するとともに会議時間の短縮を目指し、予め議題と所要時間を明確にし、効率化を図っている。分掌、乳児、幼児の各リーダーを決めて組織化し、それぞれの活動に向けて話し合いや取組を実施し、実施後の反省、改善策を明確にしている。年齢区分表、職員構成調べ、園務分掌、ローテーション表による人事、労務の明確化を図り、予算の使途を明瞭化することで、検証しながら園運営を実施している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・①・c

〈コメント〉

静岡市が定める基準に沿ってこども園課が正規職員、会計年度任用職員の人員配置を行い、園においては毎月こども園課に年齢区分表、職員構成調べを提出し、報告している。必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画はあるものの、多様なシフトや保育の質の向上に関わる研修体制の整備に必要な人員は慢性的な不足状態にある。ハローワークにて本園での職員募集に関する情報を受けた応募者が、保育補助員として採用が決まった例はあるが、園職員や学校評議員会において有資格者への呼びかけも併せて行っている。育成については静岡市が示した教員育成指標に基づく研修、園長会主催による各種研修、保育士会研修、園内研修等、明確な計画を持って取組が実施されている。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
----	-----------------------------	-------

〈コメント〉

期待する職員像を人事評価シートで明確にして職員に伝えている。人事基準については正規職員、会計年度職員（フルタイム、パートタイム）それぞれに静岡市の採用基準として定められ、採用時及び更新時に確認と周知が為される。人事評価面談や自己申告書をもとに全職員の意向確認をし、必要に応じこども園課長、係長との面談にて報告し、職員の待遇改善については、園長会の職員関係専門部を中心に話し合いを行い、必要事項をこども園課に要望している。静岡市教員育成指標により、計画的に研修が行われる中でそれぞれの職員がその時期に必要な学びの獲得ができ、段階を踏みながら資質向上へつながるような仕組みができている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・①・c
----	--	-------

〈コメント〉

園長が育bos宣言を掲示して働きやすい職場作りを目指し、可能な限り勤務時間内に課せられた仕事ができるように人員配置するとともに、年次有給休暇取得に努めているが人員不足で余裕のない状況である。また、新型コロナウィルス感染防止の観点から、職員の親睦を目的とする取り組みが難しい中、職員同士が気軽に話ができる雰囲気作りを心掛けている。職員の定期健康診断、ストレスチェック、腰痛及び頸肩腕障害検査を周知、実施し、再検査が必要な職員には受診を勧め、健康維持に留意している。全職員との人事評価面談において、意見や思いを聞き個々の相談に応じ、日頃の職員の状況は副園長や主任保育教諭、クラスリ

生で反省会・カンファレンスを行い、また、実習の過程において来園した養成校の担当職員と実習の様子、プログラムの確認をしたり、情報交換を行ったりしている。実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムが用意されるとさらに良い。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	②・b・c

〈コメント〉

理念や基本方針、保育内容、事業計画はホームページ、園要覧、グランドデザインに記載して公表し、経営の重点に関わる内容や事業計画に関わる内容は園評価として静岡市のホームページで公開している。園評価は、園児の保護者や地域住民で構成される評議員を招き、年3回学校評議委員会を開催して教育・保育活動や家庭・地域社会との連携に関する事項について意見を聴取し、その内容を公表したもので公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たしている。また、苦情、相談等の内容については、その内容に配慮しながら園だよりや掲示板にて、公表するようにしている。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・①・c
----	---	-------

〈コメント〉

事務分掌を定め、こども園課の指導、管理のもと毎年事務説明会が行われ、消耗、備品、修繕、備蓄購入等、購入項目に応じて、適正な事務処理を行う仕組みを整えている。事業、財務に関しては、園で作成しこども園課に提出、確認された後、会計課に送られるなど、執行されるまでには複数回のチェック体制がとられている。毎年、公立こども園等指導監査を受けているが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていない。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	②・b・c

〈コメント〉

グランドデザインや「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の中で地域との関わりについて文書化し、玄関内や道路側掲示板にポスター（日本平動物園、くるくる、静岡県立美術館、静岡市美術館等）を掲示したり、地域行事のチラシを自由に取り出せるように設置して、情報提供している。今年度はコロナ禍により中止しているが、毎年、地区の敬老会、S型デイサービスへの訪問依頼があり、計画に位置付けて取組んでいる。また、「子育ておしゃべりサロン」の参加者や、園庭開放を利用する親子との交流の機会をもち、散歩に出かけた際に、地域の方々との触れ合いや、挨拶したりする機会を作っている。（「子育ておしゃべりサロン」も、新型コロナウイルスの発生状況を見ながら開催している）

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

ボランティア受け入れのマニュアルに、基本姿勢を明文化し、登録手続き、配置、事前説明等を行う体制を整えている。コロナ禍による休止もあるが月に一度、地域住民による「お話し会」が訪問して一緒に伝統遊びや手遊び、パネルシアターを楽しんだり、「森と水辺を育てる会」より筍掘りや七夕飾り用の笹への協力を得たり、「花育教室」の協力で園舎周辺が季節の花で彩られたりと、保育環境の幅が広げられている。また、例年、中学校の職場体験や家庭科の授業等の活動も受け入れ、今年度は、大学からの職業インタビューの依頼を受け、仕事に対する質問に職員が応じている。いずれも受け入れの際には事前打ち合わせを副園長が行い、「手を引っ張らない」「個人情報を漏らさない」等、子どもと交流をする際の留意点について説明している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

地域の関係機関、個々の子どもの状況に添った必要な施設などの連絡先一覧があり、職員間で共有し、「子育てハンドブック」をすぐに取り出せる場所に配置している。清水保健福祉センターの保健師や、清水区子育て支援課家庭児童相談係、近隣校等と情報共有し、必要に応じて園訪問により園児の様子を確認してもらっている。また、うみのこセンターや言語教室の職員と、特別な支援を必要とする園児についての情報を共有して適切な対応ができるようにしている。さらに児童相談所、清水区子育て支援課家庭児童相談係との連携を図り、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について連絡し合える体制になっている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・①・c
----	--	-------

〈コメント〉

年間計画に沿って「子育ておしゃべりサロン」を実施して親子で楽しめる活動を行い、その中で毎年、保健センター歯科衛生士による「乳児の歯の健康について」の講演があり、毎回保護者同士や職員も加わり、気軽に話ができる時間を設け、子育てに関しての悩みについて相談し合っている。他にも園庭開放や園見学の親子に対応しながら、地域のニーズの把握に努めている。(例年は近隣園(有度西こども園)の子どもとの交流を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染防止から延期になっている)また、年に一度、地域育成協議会へ参加したり、福祉施設総合防災訓練に地域住民を招いて防災意識を高めたり、避難時の協力体制をお願いしたりしている。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・①・c
----	--	-------

〈コメント〉

地域の未就園児の親子の触れ合いや、保護者同士の交流の場を目的として「子育ておしゃべりサロン」を、年間計画に沿って毎月実施し、歯科衛生士による歯に関するアドバイスなど専門的な立場から相談できる機会も設けている。また園庭開放を行い、安全なあそび場を提

供し、園児との交流や子育ての相談が気軽にできる雰囲気を作るように心がけている。例年、「福祉のまつり」の中で保育フェアを実施し、市民にオペレッタを披露したり、地域の親子が楽しめる企画を行ったりしているが、今年度は新型コロナウイルス感染防止から中止となっている。地域の社会資源としての災害時の役割等が明確にされるとなおよい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

「倫理綱領」を各クラスに掲示して会議の時に読み合わせをしている。静岡市福祉総務課職員による人権教育を実施し、常に子ども主体の保育を意識し、子どもの思いから教育・保育が展開できるよう、毎日の職員間での振り返りの中で確認し合い、実践できるようにしている。子ども達が外国に興味を持てる環境を整え、外国籍の子がいることやオリンピックが開催されたこともあり、年長組では世界地図や国旗の本、地球儀やカードを身近な場所に置くことで、様々な国や友達に親しみを感じる姿が見られた。来年度は、国際理解講座を開催する予定もある。(令和2年度は、中国語国際交流員を招いている)

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・Ⓐ・Ⓒ
----	---------------------------------------	-------

〈コメント〉

子どもや保護者に関する個人情報について、「個人情報保護条例」やマニュアルを整備して「個人情報漏洩防止セルフチェックリスト」を3ヶ月に一度チェックし、また、児童の権利擁護、プライバシー保護に関する資料を職員に配付し、読み合わせを行うなど、その意識を高めている。夏の水遊びやプール遊び、発育測定などで着替え等が園舎内外から見えることのないように、ブルーシートやパーテーションなどを取り付けて、目隠しができる環境を整え、保護者にはその時期に合わせ、口頭で伝えている。また、保護者との面談時には事務室の入り口に「面談中」の看板をつけ、必要以外の出入りをしないようにしている。マニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護（羞恥心への配慮等）への取組に関する留意事項が書面化されることを期待したい。

	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

「広報しずおか『静岡気分』」に園の受け入れ、保育時間などの一覧表が掲載され、家庭に配布されている。また入園希望の家庭には、入園申し込み書類と一緒に、施設一覧表を渡している。市のホームページにも掲載され、いつでも閲覧できるようになっている。また、園の要覧は園舎配置図、沿革の概要、園の基本方針、職員構成、年間行事予定などを図や絵を使った構成で見やすい内容になっている。見学に来園した場合は園長又は副園長が対応し、施設や保育の様子を見て回りながら詳しく伝え、質問事項には丁寧に答えるように心がけてい

る。園見学の希望日については、出来る限り希望に沿うように日程や見学時間の調整をしている。

31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

保育の開始や内容については、新入園児オリエンテーションにて、重要事項説明書や図やイラストを用いた「入園のしおり」を使って説明し、同意が必要な書類には同意書をとっている。例年は4月に行う保育説明会において変更事項等を説明しているが、今年度は資料を配付に留め、4月に園児のみの行事、保護者参加の行事などを明記した、行事の年間計画を配付している。行事等、変更の際には園便りやクラス便り、掲示板で早めに知らせている。日本語の理解が難しい外国人の保護者には、多言語対応支援ツールとして、国際交流課多文化共生推進係にて多言語通訳タブレット（テレビ電話）の活用や、外国人相談員を交えての相談対応や、お便り等の翻訳依頼などの対応が整えられている。

32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

こども園における園児の指導要録の様式及び取り扱いの規定により、在園証明書の発行や指導要録及び健康診断の結果を送付し、保育の継続性に配慮している。保育所の利用が終了した後も、保護者相談には園長・副園長が窓口になり、電話相談や直接の来園に対応できる体制がある。また、小学校の公開授業や運動会などに出向き、卒園児や保護者に話を聞く機会を作っている。卒園後も気軽に来園し、相談できることを口頭で伝えたり、手紙で知らせたりしている。主に園長・副園長が窓口になっているが、他の職員でも対応した場合は、報告を受けるようになっている。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

保育の振り返りや、各歳児の担任が集まり今日から翌日への保育のつながりを話し合う中で、何を楽しんでいたのか、何に興味関心があったのかなど、子どもの様子を共有し合い、把握する体制がある。例年、年に1~2回保護者との個別面談や保護者懇談会を計画して実施し、また行事アンケート、年度末の利用者アンケートで保護者の意見を把握し、結果を会議等で報告し、職員が把握、検討の他、学校評議員会でも報告して改善につなげている。また、園長は保護者会長と話す機会や、面談に参加する機会を設け、クラス担任は懇談会、面談で保護者の思いを把握できるように努めている。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

苦情解決に対する体制を整え、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長、第三者委員に主任児童委員2名を任命し、玄関廊下に苦情解決の仕組みのポスターを掲示するとともに重要事項説明書にも記載し、新入園児オリエンテーションにて保護者に説明している。文

書管理の定めに従って苦情内容を記録し、職員に周知したあと、ファイルに綴じ保管している。苦情を申し出た保護者には直接丁寧に説明し、納得いくまで誠意をもって対応を行っている。アンケートからの苦情内容に対する改善点はお便りで伝え、苦情を申し出た保護者の了解があればお便りや掲示板で公表している。

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・④・c
----	--	-------

〈コメント〉

意見や苦情を直接受ける以外に相談箱を通用口に設置したり、保護者アンケートを実施したり等、複数の方法により意見を述べやすい環境に配慮している。また、苦情解決に関するポスターや重要事項説明書に、相談相手を自由に選べることを明示し、入園オリエンテーション時に説明、周知している。事務室を相談室としており、面談の際は事務室のドアの外側に、面談を行っていることを示すプレートを掲げ、他の保護者の目に入らないように配慮している。日常的な言葉かけを積極的に行うことでも心がけているが、送迎時に十分な時間が取れる環境には課題が残る。

36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	④・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

相談や意見を受けた際の記録、報告、対応策などを、苦情解決に関する要綱に沿って整備し、年に1回の見直しを行っている。職員は保護者から受けた質問、相談に対し、即答できるものと検討が必要なものを判断し、困難性の高いものに関しては園長、副園長、主任保育教諭、必要に応じ職員全体で話し合い、保護者の理解を得られるよう説明するなどの対応に努めている。また、「保護者から相談を受ける中で」として、否定をしない、共感の姿勢を示す、自己判断をしない等、細かい留意点をまとめて共有している。保護者からの意見を真摯に受け止め、職員会議にて子どもや保護者へのかかわりや環境の見直し、改善を行い実践につなげている。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	④・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

「安全」の分掌の中でヒヤリハット担当者を明確化し、園長、副園長と連携をとり、安心安全な環境整備に向けての体制を整えている。こども園で定められた事故防止マニュアル、不審者対応マニュアルを読み合わせて周知し、災害、ケガ、嘔吐等のフローチャートを整備して各クラスに掲示している。毎朝、早番保育担当が園舎内外、遊具点検を行い、事故防止に努め、ヒヤリハット担当者を中心に職員から出たヒヤリハットを集計し、毎月の会議で話し合い、改善策をあげている。改善に対して緊急性が高い事案、即改善できる内容はタイムリーに対応し、さらに改善後の経過確認・報告も怠りなく、その実効性を評価している。全職員が事故防止に対する意識を高く持ち、安全な環境の中での教育・保育の実施につなげている。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	④・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

感染症の発生の有無を、毎月こども園課に提出し、同じ感染症が週に10件以上となった際、

場合によっては保健所へ通達という、管理体制が整備されている。こども園で定められた感染症マニュアルを読み合わせ、周知し、同時に見直しも行っている。嘔吐が発生した時には、換気・子ども達の移動・防護服を着用しての処理・2m以内の徹底消毒・嘔吐した子どもの保護者への連絡など、マニュアルに沿って行っている。流行性の病気、皮膚に疾患などの発生した時には、他の子ども達の体調チェック、視診、触診をこまめに行い、体調の変化を見逃さないようにしている。感染症発生状況を門に掲示して保護者に伝えるとともに、家庭でも子どもの体調チェック、早期発見予防をしてもらえるよう努めている。また流行する前に、予防法や対処法等、こども園課看護師による「ナースだより」を配付して啓発している。

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

「非常時対策」として各災害時の対応マニュアルを整備し、職員体制、役割分担等を明確にするとともに、消防署立ち合いのもと行う避難訓練を含め、年間を通して様々な想定での訓練を実施して災害に備えている。園が立地する場所は近くに巴川があり、浸水想定区域に位置している。災害時には川の氾濫や洪水の被害が予想されるが、園舎は平屋で垂直避難ができないため、近隣のスター精密倉庫への避難として訓練している。また、備蓄は1階の備蓄倉庫（給食室横と備蓄食料品庫）と屋外の備蓄倉庫とりす組、給食室とに分けて保管している。メール配信システムを利用しての引き渡し訓練を年1回実施し、園外へ避難する際は、看板で大きくはっきりと示していくようにしている。保護者が自身の安全を確保し、子どもを迎えに来られるよう入園のしおり、重要事項説明書に記載し、入園オリエンテーション時に周知を行っている。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	②・b・c

〈コメント〉

「保育手順マニュアル」に食事や排泄、睡眠、健康について記し、「事故防止安全マニュアル」では場面別チェックポイントを整備している。また、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」にもとづいて全体的な計画、グランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等が文書化され、日々の保育に活かしている。さらに指導計画においては「保育改善支援資料」を作成して、基軸となる考え方を提示している。標準的な実施方法に基づいて実施されているか、マニュアル類を読み合わせてチェックする体制を築いている。標準的な実施方法は子どもの思いや姿を見とり環境を整え、再構成しながら保育を進めており、保育実践が画一的なものとはなっていない。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・①・c
----	---	-------

〈コメント〉

標準的な実施方法は、制度改正や市立こども園園長が集まる「園長会」において、必要に応じて検討され見直しが図られている。昨年度は「事故防止安全マニュアル～ケガなどの対応

について～」が令和3年3月に配付されている。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・①・c
----	--	-------

〈コメント〉

3歳未満児、支援児については個別指導計画を作成している。新入園児オリエンテーション時、保護者が記入する児童票、保健調査票や直接保護者から聴き取りした内容を基に、家庭状況や発育及び健康状況、こども園への要望等を掴み、また、就労証明書や現況届、申立書などの保育を必要とする事由から、保育時間を把握している。それらを踏まえ計画を立てたり、子どもへの対応を検討したりしている。支援児については障害児支援体制サポート強化事業で、支援員や他園の職員と検討、議論することにより、適切なアセスメントにもとづいてサポートプランを作成している。週案、月案での自己評価や日々保育の振り返りや評価を行い、次へつながるようねらいを立て、実践へつなげている。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	②・b・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

指導計画書（月間・週間）に改善の必要がある時は園長、副園長、クラスリーダーで隨時検討を行い、保護者の意向把握は、行事アンケートや年度末利用者アンケートで行って指導計画の見直しの際に考慮している。見直した指導計画は関係職員で検討して職員会議で報告周知し、会議に参加できない職員には副園長から伝達したり紙面で回覧し、変更があった場合は職員で話し合い、会議や夕方の打ち合わせ等で伝達している。週・月ごとの反省・評価、改善を踏まえ、学校評議員会での意見を反映し、新年度に向けて課題等十分でない部分を明確にしている。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

子どもの発達状況や生活状況等は、児童票・保健調査票・指導要録・健康診断記録表など、こども園課で定める統一された様式に記録している。個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることは、個別記録、（支援児はサポートプランと個別記録）、指導計画の中の個別対応として記載されている。また、年度末に記入している園児指導要録でも確認することができる。指導要録は「園児指導要録の様式及び取り扱い」に従って記載し、年1回こども園課より指導主事が訪問、閲覧し、書き方の指導を受けている。子どもに関する情報は、毎日夕方の打ち合わせや月2回の職員会議にて伝達し、参加できない職員には副園長から報告したり、打ち合わせ記録で確認できたりするようになっている。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	②・b・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

記録管理責任者を園長と定め、個人情報に関する全ての物を施錠のできる鉄庫（書庫）にしまうよう職員に指導し、静岡市個人情報保護条例にもとづき、文書管理記録や廃棄文書の指定に沿って、廃棄する期日を守り溶解文書にまとめ処理している。職員は園長の指導とオンライン研修を受け、個人情報保護規程を厳守し、3ヶ月に一度個人情報漏洩防止セルフチェックシートにチェックして意識できるようにしている。保護者には入園オリエンテーション

の際、重要事項説明書を用い、個人情報の取り扱いについて説明し同意を得ている。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A- 1 保育内容

		第三者評価結果
A- 1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A- 1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉		
児童憲章、児童権利条約、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、静岡市の基本理念「静岡市は子どもを大切にします」を基に、編成している。また、地域の実態及び園児の発達や家庭環境の実態などを話し合い、その現状に合わせた内容で編成している。年度ごとにクラスリーダーが意見を取りまとめ、再編成について話し合い、分掌担当者を中心様々な活動の年間計画を作成し、教育保育活動の中で活かしている。期ごと、月、週、日で振り返り、評価、反省して、次の計画に活かすようにしている。		
A- 1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A- 1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉		
換気や温湿度計による保育室管理、薬剤師による照度二酸化炭素濃度、ダニやホルムアルデヒドの測定等、環境状態の確認と改善を図り、乳児は毎日、幼児は毎週末に玩具の消毒を行い、遊具・室内外の点検、施設の安全点検等、安全面も怠りなくチェックされている。手作り玩具を用意したり、それぞれの遊びごとにコーナーを作ったり、パーテーションを利用したりして、一人ひとりの遊びが保障できるようにしている。建物の老朽化や基準に満たない大型複合遊具の撤去等、ハード面における課題は尽きないが、正規職員だけでなくパート保育士も加わって「環境プロジェクト」を立ち上げ、保育室の環境を互いに見回ったり、園庭環境を考えたりと、今できる最大限の取組が行われている。		
A③	A- 1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉		
児童票や前任者の引継ぎから情報収集し、家庭環境や生活面は個々の聞き取りから一人ひとりの発達を踏まえ個人差を把握している。保育者は子どもの目の高さに合わせたり、スキンシップをとったりして、安心して自分の気持ちを表現できる雰囲気をつくり、子どもの視線・表情・しぐさなどから、子どもの気持ちを読み取ろうとしている。研修テーマに「子どもの思いを感じよう！広げよう！」を掲げ、「その子の今の気持ち」に寄り添った第一声の言葉だけで子どもが変わることを意識し、「子どもをやる気にさせる褒め言葉」や「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」に留意しながらも、さらに、褒め言葉がマイナスに作用してしまう子どもへの気づきもあり細やかな援助が記録から読み取れる。クラス担任だけでなく園全体で共有して見守っていこうと努めており、人員が充足し、さらにこの取組が生きることを期待する。		

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

食育や保健等の分掌が年間計画に沿って、日々の保育の中で絵本や紙芝居、ペーパーサートなどを使い、自身の健康に関心をもてるようわかりやすく伝えている。一人ひとりの子どもの発達を理解して保育教諭が手を添えたり、一緒にやったりしながら丁寧にかかわり、さらに個人のマークや手順表などの視覚支援を取り入れ、子どもが自ら進んでできるようにしている。コロナ禍により手洗いの重要性が着目される中、毎日の積み重ねが大切、と耳なじみのある音楽をかけて行い楽しく習慣づけている。また、支援が必要なケースでは、毎日降園時に保護者との情報交換を行い、一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と援助が行われている。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生 活と遊びを豊かにする保育を展開している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

園の重点目標「思いを伝え合いながら夢中になって遊ぶ」を軸として、今年度は研修テーマ「子どもの思いを感じよう、広げよう」を設定している。援助方法の手立てとして①子どもが遊びのどこに面白さを感じているかを読み取り、共感していくこと②子ども同士をつなげる支援をすることを、日々大切にしている。乳児と幼児の園庭を分け、それぞれの子ども達が年齢に合った遊びを展開したり、お互いの園庭を行き来して一緒に遊ぶ相互交流も図るように留意している。また、既成の玩具だけではなく、可動式のコンテナ・タイヤ等の教材を準備し、自由に廃材等を使って製作ができるコーナーを設け、子ども自らが遊びの中で工夫できるようにするとともに、色水作りや夏野菜の栽培、虫探し、落ち葉拾い等、年間を通じて身近な自然と触れ合う経験を計画し、実践している。例年は動物教室やシルエット劇場観劇などの園外活動において社会体験をする機会があるが、今年度はコロナ禍で中止となっている。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展 開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に 配慮している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

家庭に近い環境の中で過ごせるよう、保護者に1日の生活リズムを連絡ノートに細かく記入してもらっている。特定の保育者がゆったりと笑顔で働きかけたり触れ合ったりして安心できる関係を築き、園児の思いを受け止め、応答的にかかわり、午前中に眠くなった子には午前寝ができる環境を整えている。安心できる保育者が見守る中で、個々に合わせた保育を意識して、音が出たり、感触を楽しんだり、身体を動かすことが楽しくなるような玩具を用意し、安全面にも留意した上で、意欲的に探索活動ができるようにしている。連絡帳や送迎時のやりとりの中で、園での一日の過ごし方を伝えたり、家庭での様子を把握したりして、子どもの姿や成長を伝え合い共有している。また、毎月クラス便りを発行し、写真やエピソードを分かりやすく載せて伝えている。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育 が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の 内容や方法に配慮している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

子どもが安心して探索活動などの遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、事前に安全点検を行って環境を整え、個々の発達の理解や受け止め、その子の姿に応じた見守り、声かけ、援助の仕方を考えて対応している。保育教諭は、子どものしぐさや表情、言葉をよく捉え、気持ちを受け止めながら相手の子に代弁したり、言葉を補ったりして友達同士の仲立ちをしている。乳児園庭と幼児園庭を行き来して、幼児やクラス担任以外の異年齢交流を楽しむ機会をもち、調理担当者には土曜保育と一緒に給食を食べ、会話を楽しんだり、喫食状況を見てもらったりしている。保護者から、登園時に体温や食事、睡眠など体調面に変わりがないか聞き取りをしたり、連絡ノートに記入してもらったりして様子を把握して対応し、また、降園時に園での様子を連絡ノートや口頭で伝達して連携を取りながら進めている。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

新入園児と継続児が混在する3歳児は、まずは安心して生活できるよう子どもの気持ちに寄り添うことを重視し、遊びに目を向けられるようになってからは興味、関心をもって活動に取り組めるよう、自分で扱いやすい用具の選定や、自分のペースで楽しめる時間と場所を保障している。遊び環境や保育者の関わりを見直す話し合いを積み重ねながら、個々の姿に合わせ適切な関わりができるようにしている。

4歳児は運動会の活動や秋のごっこ遊びを通し、集団の中で自分なりにイメージしたものを作成したり、表現したりすると共に、友だちと一緒に楽しさが膨らむ経験を積み重ねている。友だちの頑張りに気付けるようになって欲しいという願いから、日々の振り返りの中で意識して伝えるとともに、子ども達が遊んでいる写真を貼って作成した「園庭マップ」を見て、子ども達自身が振り返りをすることで、翌日の遊びへつなげている。

5歳児は夏祭りごっこや運動会などの活動を通して、友だちと協力したり、一緒に考えたり、一つの目的に向かってやり遂げようとする姿が増え、その中で友だちとの意見の違いに気づき折り合いをつけ、子ども同士で解決できそうな時は見守り、困難な時はさりげなくヒントを出して調整して援助している。

学校評議員会や保護者との面談にて、子どもの育ちや協同的な活動についてエピソードや写真等を用いて伝え、小学校に対しては公開保育を通して子ども達の様子を伝えている。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

障害児指定園としてその役割を担い、支援担当職員が年間を通じて障害児支援体制サポート強化事業研修に参加している。他園を訪問・保育参観の後、カンファレンスに参加して新しい支援方法を学び、その内容を研修報告や支援者担当会議で報告して、園全体の学びにも活かしている。さらに児童発達支援施設で開催される療育相談（ケース検討）へ保育士が自主的に参加して支援方法を学ぶなど、積極的なサポート体制で臨んでいる。クラスの月案・週案をもとに、支援児の個別の週案を毎週作成し、ねらいや個別の手立て等、その子に合わせた具体的な援助を行うとともに、3か月周期毎、保護者との面談を設け、サポートプランを作成して、子どもの成長に合わせた保育が行えるように配慮している。また、支援児の保護

者を対象に、園内で年間に4回「にじの会」を開催し、卒園した園児の保護者との意見交換や情報共有を行って適切な支援ができるよう保護者とともに学びを深めている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

早番・遅番保育では家庭的な雰囲気の中で過ごせるように、子どもの人数や年令に応じて部屋を分けて生活し、遅番では疲れが出やすいことを考慮しながら、体調や健康状態に留意している。早番・遅番保育、クラス保育とのつながりの中で、職員間で引継ぎをして子どもの様子を伝え合い、必要に応じて遊びを継続して楽しめるよう教材や環境を整えたりするなど、遊びの連續性に配慮し保育している。年令や人数・発達に応じた玩具を用意したり、遊びごとにコーナーを設けたり、異年齢で一緒に過ごす時間では、安全面に配慮しながら、互いの遊びが保障できるよう玩具を選定し、配置している。クラスファイルを活用して子どもの様子や保護者への伝達事項の漏れがないよう努め、クラス担任が直接保護者に伝えたい場合（怪我、体調で気になる事、諸連絡など）は、出来る限り担任が伝えている。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・④・c
----	---	-------

〈コメント〉

全体的な計画に小学校との連携に関する事項を記載し、「アプローチカリキュラムから小学校スタートカリキュラム」を作成して、公開保育の実施や小学校公開授業への参加など計画的に行っている。例年は小学校児童との交流が計画されているが、新型コロナ感染状況により実施の可否を判断となるが、小学生に聞きたいこと等のアンケートを作成して、DVDで学校の生活の様子を見せてもらう等、可能な活動に変更して行っている。保護者には、クラス便りや面談を通して就学への取組を伝え、静岡市の統一形式のもと、園児指導要録の作成を0才児から年長児まで毎年行い、就学時には原本のコピーを小学校へ送付している。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	②・b・c
----	------------------------------	-------

〈コメント〉

保健計画を作成し、発育測定、健康診断、保健行事（歯みがき指導など）を実施し、保育手順マニュアルにもとづき朝の受け入れ時、職員が視診、体温、体調などの聴き取りを行って、子どもの心身の健康状態を把握している。既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報は乳幼児保健調査票で把握し、年2回の内科健診において追記事項を記入してもらって必要な情報を得ている。子どもの体調悪化、受診が必要と思われるケガは、保護者に連絡し対応を相談し、受診したり体調が気になったりする場合は降園後や翌朝、保護者に連絡しその後の様子を確認している。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識は、保護者や職員が目にする場所へ必要な情報を掲示して啓発に努めている。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	②・b・c
----	-----------------------------------	-------

〈コメント〉

内科健診や歯科検診、視力検査の結果は静岡市立こども園乳幼児健康診断票、保健調査票、歯科検診票に記載して、担任とこども園課の看護師も確認し、受診が必要な場合は書面で知らせて治療を勧め、保健・医療の関係機関と連携を図っている。保健計画に位置づけて日頃から自分の心身の健康に关心をもち、基本的な生活習慣を身につけることで維持できるよう

働きかけている。「生活リズムを整える」→早寝、早起き、朝ごはん、「歯を大切にしよう」→歯科衛生士による歯みがき指導（年中組、年長組は毎日歯みがき、フッ化物洗口）、「風邪を予防しよう」→手洗い、うがい、咳エチケットなど、紙芝居や絵本、ペーパーサートを通じて保育者と一緒に考える機会を作り、実践につなげている。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	②・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

「静岡市公立こども園での食物アレルギー対応（実施・変更・解除）事務手続きマニュアル」にもとづいて対応している。入園前、「アレルギー確認票」にて食物アレルギーの有無について確認し、アレルギーがある場合は面談日を決め、主治医が作成した「生活管理指導票」と保護者に記入してもらった「除去食品確認表」を基に、保護者、園長、クラス責任者、調理員で確認し、毎月のアレルギー会議において、給食献立の中で提供できるものと除去が必要なものを検証している。チェックした献立表は事務室やクラス、給食室で保管して毎日の打ち合わせでも確認と周知を行うなど徹底した管理が為されている。アレルギー児への対応について研修を行い、園児に対しては、なぜ別の配食をしているのか機会を捉えて説明し、遠足の際に持っていくおやつの交換はしないよう、園児に伝え職員も確認している。

A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	②・b・c
----	----------------------------------	-------

〈コメント〉

食に関する豊かな経験ができるよう食育の年間計画に位置づけ、野菜の栽培や収穫体験、クッキング、毎月の食育活動、行事食の提供等を行っている。その様子を写真で紹介し、食材サンプル等の展示、「食育だより」の配付等で各家庭に伝え、家庭での食育に役立ててもらえるよう働きかけている。乳児に関しては保育士、保護者、調理員が連携し、食材の大きさや食べ具合を伝え合って、一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供している。幼児は食べられる量を伝えられる雰囲気づくりを心がけ、「食べる事が楽しい」「全部食べられた」という満足感を得られるようにしている。コロナ禍での黙食はクラシック音楽を聞きながらゆったりと食べられるよう配慮が為されている。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	②・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

こども園課管理栄養士が計画した献立を、園の行事や子どもの発達・アレルギーに応じて見直して決定し、調理員は静岡市こども園課からの「市立こども園給食室衛生管理標準作業書」に則って衛生管理を行っている。月に1回の献立会議・月初の職員会議にて調理員と保育士が、量・味付け・盛り付けなど確認し、残食量や嗜好調査の結果を調理に反映させている。春から夏にかけては、こいのぼりライス・七夕そうめん、秋から冬にかけては、月見だんご・クリスマスケーキ・七草粥等の伝統行事や季節感を織り交ぜた献立を取り入れ、静岡ならではの黒はんぺんやしらすを使った駿河汁や、おやつのしらすトースト等、地元の食材にも親しめるようにしている。給食やおやつの際には、調理員がクラスに入り、子どもたちの食事の様子を見たり、一緒に食事をしたりする機会を設けている。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・①・c
〈コメント〉		
乳児は連絡ノートを通じて、子どもの成長やエピソードを記入して園での様子を伝え、家庭での子どもの健康状態や現状を把握するとともに、送迎時、コミュニケーションを図りながら具体的に口頭でも確認して家庭との連携を取っている。園の教育・保育目標や重点目標、学年ごとの保育方針やねらい、内容など、グランドデザインや保育説明会の資料配付をもって大切にしたいことを伝えるとともに、園便りやクラス便りにおいて、保育の意図や保育者の願いを載せ、行事後のアンケートや個人面談の中でその子の育ちを伝え共有している。本来ならば送迎時にも口頭で一日の様子をしっかり伝えたいとしているが、駐車場の問題もあり個別に十分な時間を取りれない分、正門からのアプローチに行事・季節ごとポートフォリオを掲示して、園での生活、子どもの姿や成長を知ってもらうよう努めている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑰	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・①・c
〈コメント〉		
登園時は笑顔で親子を受け入れ、降園時には担任より子どもの様子、成長を伝えつつ、いつでも話せる雰囲気作りをして保護者からの悩みや相談には即対応できるようにしている。(相談内容によっては、改めて面談日を設け対応している) 乳児組は連絡ノート、幼児組は保育ボードを利用して園の様子を伝え、年1~2回個人面談の機会を設け、保護者の就労や家庭の事情などに十分配慮し、できる限り保護者の都合の良い時間帯に合わせて行っている。面談は必ず担任、担当以外に園長や副園長が加わり、複数の職員がいる中で行い、助言できる体制を整えている。面談内容は必ず面談票に記録し、園長に提出しファイルに綴っている。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	②・b・c
〈コメント〉		
登園時、発育測定時、着替えをする時などに傷や痣の有無をチェックし、子どもとの会話の内容、子どもの表情からの気づきに留意し、身体や洋服の汚れ、体臭、食事の仕方なども観察し、早期発見に努めている。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には園児の送迎時に積極的に声をかけ、必要に応じて事務室でゆっくり保護者の話を傾聴し、寄り添う中でこども園が安心して相談できる場であることを伝えている。「虐待を発見したら」のフローチャートを掲示するとともに職員に対しては児童相談所からの資料「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」を配付、周知し、虐待が疑われる園児の情報は、清水子育て支援課家庭児童相談係や児童相談所と共有し必要に応じて連絡を取り合っている。		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	②・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>年間、月間、週間等各指導計画に沿って実施した保育を振り返り、自己評価をおこなって次の保育に活かしている。保育実践の自己評価には活動や結果だけでなく、ねらいからの子どもの姿や、子ども一人ひとりの育ちや意欲、取組む過程、次につながる援助等が記入されている。また、研究保育や教材研究などの園内研修で職員間の学び合いをし、自らの保育の質の向上につなげている。さらに園評価をもとに年2回自己評価している。前期では主に保育実践の振り返りをする中で、後半に向けての保育実践や環境改善について考え、2回目は保育課程全体を捉えながら一年間の自らの保育を振り返り、次年度の全体的な計画・指導計画作成に活かすようにしている。</p>		